

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

団体名：公益社団法人日本アイソトープ協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章	全般	法令条文毎に示しているため、何の基準等に関する記載なのかがわかり辛い。ヘッダー部分に、章タイトル及び節タイトルを入れるなどしてはどうか。	【ガイドの体裁に関する御意見】 御意見も参考として、ガイドの最終取りまとめの際に体裁を検討します。
2	第3章第2節	5頁16行目	「構造、耐火性」：様式の文言に合わせ「構造の耐火性」が適切である。	【原案のとおり】 御意見の部分は、貯蔵容器の取扱いにおいて想定される環境条件における構造の健全性及び耐火性に係る健全性の両方についての審査における確認の視点を示したものです。 したがって、原案のとおりとします。
3	第3章第4節	6頁下から 5行目	「容量」は規定されている文言でないため、「容量を有すること」を削除し、「容器の種類及び個数は、貯蔵能力に対応することが示されていること。」とした方がよい。	【御意見を踏まえ修正】 御意見の部分は、使用数量を踏まえた上での貯蔵能力の設定及び貯蔵容器を貯蔵施設に保管するに足りる容量を有していることを、容器の種類及び個数に関する審査における確認の観点として示したのですが、より分かりやすい表現となるように修正します。
4	第3章第4節 第4章第8節	6頁下から 1行目 21頁14行 目	「内容物の物理的性状（気体、液体、固体）が示されていること。」とするべきである。	【原案のとおり】 御意見では、物理的な状態のみを示すことで足りるとしてはいますが、汚染の広がりを防止するための施設又は器具の確認においては、物理的な性質も確認する必要がある場合もあります。 したがって、原案のとおりとします。

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

5	第4章第6節	15 頁下から7行目 16 頁下から2行目	第2章第4節の表記に合わせてどうか。 「不必要な～設けられていない」→「突起物及びくぼみが少ないこと」	【原案のとおり】 第2章第4節も同様の表記としています。 したがって、原案のとおりとします。
6	第4章第6節	18頁8行目	通知による望ましいことへの対応は要件ではなく確認は不適當である。	【御意見を踏まえ修正】 液体シンチレーター廃液を焼却する焼却炉に関しては、通知において、法令に定められた事項を遵守し安全管理を徹底することを求めています。 御意見を踏まえ、審査における確認の視点としては必須なものである旨がわかるように修正します。 参考 URL： https://www.nsr.go.jp/data/000045570.pdf
7	第4章第7節	18 頁、下から5行目	「構造とし、」を削除すること。（誤記の修正）	【御意見を踏まえ修正】 御意見を踏まえ、冗字（誤記）を削除し、次のとおり修正します。 修正する内容としては、 「 固型化処理設備は、液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。構造とし、排気設備に連結された構造とすること。 」 といった旨とします。 ※放射線照射工業連絡協議会の1番（P.26）に同旨の御意見あり

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

8	別記3 別記4	32頁1行目 35頁1行目	別記3及び別記4の「タイトル」を併記してはどうか。	【ガイドの体裁に関する御意見】 御意見も参考として、ガイドの最終取りまとめの際に体裁を検討します。
---	------------	------------------	---------------------------	--

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

団体名：公益社団法人日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	別記4	35 ページ	各項目に、「不相应」「不适当」又は「疑義があるもの」という明確ではない判断基準が用いられている。本文において基準が示されており、審査ガイドという位置付けにおいては判断基準を大きく変える意味合いもあることから、別記4 自体を削除すべきではないか。	【原案のとおり】 法第6条第4号における要求事項を踏まえ、当該許可申請において放射線障害のおそれのないことを、放射性同位元素の使用の目的、方法等を鑑み当該号の審査における確認の視点としているものであり、別記4では「放射線障害のおそれが懸念されるもの」につながる可能性があるものの例示をまとめたものです。 したがって、原案のとおりとします。

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

団体名：大学等放射線施設協議会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章第2節	4頁5行目 など「耐火性の構造」を言及している箇所	規則第14条の9第2項イでは「防火扉」については建築基準法施行令の基準を指定していますが、それ以外の「耐火構造」「耐火性の構造」については指定していません。「耐火性の構造を持つ貯蔵箱」「耐火性の構造を持つ容器」の定義があいまいです。「説明書」に「耐火性」が明示されていなくとも、材質によって判断する、「難燃性」などの定義に対しても適用していただきたい。	【原案のとおり】 御意見の部分は、貯蔵箱及び貯蔵容器の耐火性について、規制による要求事項にもあるとおり、火災により外部への漏えいを防止するために耐火性の材料が用いられ、その材料を用いた構造であることを審査における確認の視点として示したものです。 したがって、原案のとおりとします。 ※日本放射線技術学会の3番（P.17）に同旨の御意見あり
2	第4章第8節	21頁6行目	保管廃棄容器は一般に、廃棄業者（日本アイソトープ協会）指定のものを利用しており、この規格が変更される場合もあります。容器の構造及び材料は日本アイソトープ協会のものであることが確認できれば、それ以上の確認は必要ないのではないのでしょうか。	【原案のとおり】 御意見の部分は、保管廃棄容器の耐火性について、規制による要求事項にもあるとおり、火災により外部への漏えいを防止するために耐火性の材料が用いられ、その材料を用いた構造であることを審査における確認の視点として示したものです。 したがって、原案のとおりとします。 ※日本放射線技術学会の9番（P.19）に同旨の御意見あり
3	第5章第2節	28頁23行目	発生装置を7日間以上使用しない場合、放射性同位元素の使用があってもRI使用室以外の汚染が起こら	【御意見を踏まえ修正】 御意見を踏まえ、他の放射線施設が存在する場合

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

		<p>ない管理区域で発生装置起因以外の線量が3ヶ月1.3mSv以下になる場所はこれを適用できる、また、複数台の発生装置がある場合、1台を7日間以上使用しない場合、それ以外の発生装置に起因する線量が3ヶ月1.3mSv以下になる場所にも適用できる、と記載していただきたい。</p>	<p>もあることを念頭とし、審査における確認の視点を「2. 適用区域の状況」に追記します。 追記する内容としては、 「また、許可申請に係る工場又は事業所において、その他の放射線施設が存在する場合には、管理区域でないとみなす区域に対し、それらからの線量の影響を評価し、管理区域の設定基準を超えるおそれのないことが示されていること。」 といった旨とします。</p>
--	--	--	--

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

団体名：一般社団法人日本放射線安全管理学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	全体		全体的に本来の審査項目である施設基準を逸脱して、行為基準や立入検査での確認事項を規制要求としているものが散見され、過剰な要求となっている。これは今後、原子炉並みの規制を放射線規制に要求するものなのか、それとも執筆者の放射線規制に対する理解不足なのかはわからないが、放射線規制の実態に即し、合理的な規制となるような審査ガイドを作成していただきたい。	【修正すべき箇所が不明な御意見】 本ガイドは、審査における確認の視点を示すものとして、施設基準及び申請様式を踏まえた審査の視点を示したものであり、施設基準以外の規制要求を求めるものではありません。
2	全体	3頁11行目 12頁8行目 23頁下から3行目 25頁23行目 28頁12行目	「さく」とあるが、施行規則の表記に合わせる形で「柵」としてはどうか。	【御意見を踏まえ修正】 御意見の部分は、誤記であり、規則の表記のとおり修正します。
3	第3章第2節	4頁下から5行目	貯蔵室の材料について、多くの事業所が申請書の記載から判断できる場合に該当し、「構造、仕様、設置方法・施工場所、機能等」を示す必要がない場合がほとんどであり、これらの事項を示さなければならぬのは、きわめて特殊な例だと考えられる。現状の記載だと、これらの事項についても示さなければなら	【修正の可否を検討】 御意見の部分は、ガイドに示してあるとおり「申請書の記載から判断できない場合」における審査における確認の視点を示しています。 なお、例示として掲げるものについては、確認の対象をより分かりやすいものとなるよう、修正の

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

			ないように解釈されるおそれがあるため、「構造、仕様、設置方法・施工場所、機能等」を示さなければならぬケースは例外であることがわかるような記載にしていきたい。	要否を検討します。
4	第3章第2節	5頁5行目	3. 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合とあるが、「貯蔵室又は貯蔵箱を設置することに代えて」を冒頭に加えることで、9ページ2.の表現および様式第一別紙様式口注63の表現と合わせてはどうか。	【修正の要否を検討】 御意見の部分は、見出しであるため、簡潔な記載が望ましいものと考えて示したものです。 全体のバランス等を含め、修正の要否を検討します。
5	第3章第2節	5頁14行目	また、使用又は保管の場所がプールなどの槽内にある場合の事例は、「原子炉施設等の極めて特殊な例であり、特筆するのは不適切ではないか。」	【修正の要否を検討】 御意見の部分は、許可申請者における取扱い事例を踏まえ示したものであり、不適切なものとは考えませんが、例示として掲げるものについては、全体のバランス等を含め、修正の要否を検討します。
6	第3章第4節	5頁最終行	「容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素」に、粉体状の放射性同位元素を含めているが、粉体状の放射性同位元素は、周囲を汚染するおそれはあるが、空気を汚染するものではないので、この記載は不適切ではないか。	【原案のとおり】 粉体状の放射性同位元素は、空気中に飛散するおそれがあることから、空気を汚染するおそれがあるものと同様に閉じ込め機能を要求するものであり、不適切とは考えません。 したがって、原案のとおりとします。
7	第3章第4節	7頁下から3行目	「5. その他」において、第4号の基準は密封された放射性同位元素には適用しない旨の記載があるが、規則で要求していることをガイドで要求しないと	【原案のとおり】 御意見の部分は、密封された放射性同位元素の貯蔵容器を貯蔵室又は貯蔵箱で保管する場合にお

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

			てよいのか。もし、そのような考え方をするのであれば、ガイドへの記載だけでは不十分であり、規則を改正すべきではないのか。	ける当該貯蔵容器に係る審査における確認の視点を、規則要求を踏まえて分かりやすく示したものであり、規制要求を変更するものではありません。 したがって、原案のとおりとします。
8	第3章第4節	7頁22行目	「き裂」とあるが、「亀裂」として施行規則や6ページ12行目～13行目の表現と合わせてはどうか。	【御意見を踏まえ修正】 御意見の部分は、誤記であり、規則の表記のとおり修正します。
9	第3章第5節	9頁下から11行目	「3. その他」において、「・・・申請書に記載するものについては、削除は求めず、・・・」との記載があるが、これは、そもそも記載しなくてよいのだが、申請者が記載してきた場合には、適合性を確認する、という趣旨でよいのか。	【原案のとおり】 御意見のとおりです。
10	第4章第6節	14頁下から12行目	「近年の審査の実例においては」との記載があるが、平成11年6月1日の旧科技庁通知により、液シン廃液以外のものを認めてこなかったことから、というような記載ぶりのほうが適切ではないのか。	【原案のとおり】 本ガイドは、審査における確認の視点を示すものであることから、御意見のような趣旨を示すものではありません。
11	第4章第8節	20頁4行目	汚染の広がりを防止するための特別な措置に関する記載は、規制における要求事項の項目に記載があるが、本項目は、これまで立入検査で確認されていたものと認識しているが、新たに審査における要求事項となるのか。	【原案のとおり】 廃棄施設に係る技術上の基準に示す内容を、審査における確認の視点として示したものであり、新たな要求事項ではありません。

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

12	第4章第8節	20 頁下から11行目	保管廃棄設備の構造及び材料について、屋外に保管廃棄設備を設置する事例が記載されているが、どのようなものを想定しているのか。保管廃棄設備は、外部と区画された構造であり、外部に通ずる部分には閉鎖のための設備又は器具を設けることを要求していることから、屋外に設置される例は極めて少ないのではないか。	【御意見を踏まえ修正】 基準においては、保管廃棄設備を屋外に設置することを必ずしも否定していないため、そうした場合も含め、審査における確認の視点を示したのですが、御意見を踏まえ、本節で示す内容を再検討します。
13	第3章第8節	21 頁 26 行目	文末の句点が抜けている。	【御意見を踏まえ修正】 御意見を踏まえ、脱落している句点を追記します。
14	第4章第10節	25 頁 6 行目	注2の記載は、標識を付す方針を示されていれば、申請において標識の具体的な貼付位置を示す必要はない、という理解でよいのか。	【原案のとおり】 標識を付す箇所を特定して示すべきことを前提としており、箇所が特定できるような方針が示されていることを確認する旨を審査における確認の視点として示したものです。 このため、単に標識を付す方針さえ示されていればよいということではありません。
15	第5章第1節	26 頁 30 行目	「1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間につき5ミリシーベルト）を超えて被ばくするおそれはなく」とあるが、誘導の根拠として合理性を欠くのではないか、	【修正の要否を検討】 御意見の部分は、ICRPが取りまとめた考え方を示したものであり、合理性を欠くものとは考えませんが、御意見を踏まえ、表現の修正を検討します。 ※日本放射線技術学会の11番(P.19)に同旨の御意見あり

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

16	第5章第1節	27頁1行目	1行目及び2行目の「(50ミリシーベル)」及び「(5ミリシーベルト)」はそれぞれ「1年間につき」を加えるべきではないか。	【修正の可否を検討】 御意見を踏まえ、表現ぶりの統一や修正の可否を検討します。
17	第5章第1節	27頁16行目	「本設定基準により、密封されていない放射性同位元素を取り扱う場所は、・・・おおむね全ての場所が管理区域に該当することとなる。」との記載があるが、これは要求事項からは削除し、確認の視点に記載すべきではないか。	【原案のとおり】 本事項は規制要求の解説を示したものであり、原案にて特段の問題はないと考えます。 したがって、原案のとおりとします。
18	第5章第1節	28頁4行目	「密封されていない放射性同位元素等を取り扱う放射線施設であって、管理区域の設定基準の上記3の基準値を超えるおそれがないとするもの」は、どのような場合を想定しているのか。密封されていない放射性同位元素を取り扱う場所はすべての場所を管理区域とする規制における要求事項を踏まえると、該当するものはないのではないかと。	【原案のとおり】 規則第14条の7第5項に例示するような、放射性同位元素によって汚染されるおそれがないように、密閉された装置内で密封されていない放射性同位元素の使用をする場合など、特別な管理を実施するものを踏まえ、原案の表現としました。 したがって、原案のとおりとします。
19	第5章第1節	28頁11行目	「3. 管理区域の範囲及び種別」において、「建物若しくは居室の隔壁又は策その他の施設により区画され」との記載があるが、これは管理区域の境界に貯蔵室や保管廃棄室で要求されている区画と同一のものを求めるものなのか。もし、そうであれば、過剰な要求事項ではないかと。	【原案のとおり】 御意見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、管理区域の設定に係る審査における確認の視点を示したものであり、管理区域の設定については申請書の内容を踏まえて確認することになります。 なお、本ガイドは審査における確認の視点を示したものであって、新たな規制要求を示すものではありません。

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

20	第5章第2節	28 頁 下から10行目	「【適用の例外】」において、「管理区域に立ち入る者に係る規制の適用を除外することができる」との記載があるが、当該規定では、当該管理区域に立ち入る者について、健康診断及び放射線の量の測定の義務は免除されるが、教育訓練や立入記録等の規制は一部残るため、「適用を除外」という表現は不適切ではないか。	【御意見を踏まえ修正】 御意見を踏まえ、法令と齟齬のない表現に修正します。
21	第5章第2節	29 頁 16行目	確認の視点における「2. 適用区域の状況」及び「3. 申請者の措置内容等」については、規則第21条の予防規程や第24条の記帳項目で規制されており、当該項目を立入検査等で確認するのが適当であり、審査における確認事項にするのは不適切ではないか。	【原案のとおり】 御意見の部分については、規則第22条の3第1項を適用する場合において、電源の遮断方法等の停止措置内容や、移動時における放射線施設への影響の有無を確認する観点から審査における確認の視点として示したものあり、不適切なものとは考えていません。 したがって、原案のとおりとします。
22	第5章第3節	30 頁 11行目	「放射線障害のおそれが懸念されるもの」については、確認の視点を示さないとしているが、その項目は、大多数の事業所の申請に関係する事項であるため、確認の視点を示すべきではないか。また、「9. 作業室」や「10. 汚染検査室」等は施設基準の当該要求事項の項目に含めるべきではないか。	【原案のとおり】 法第6条第4号における要求事項を踏まえ、当該許可申請において放射線障害のおそれのないことを、放射性同位元素の使用の目的、方法を鑑み当該号の審査における確認の視点としているものであり、別記4では「放射線障害のおそれが懸念されるもの」につながる可能性があるものの例示をまとめたものです。 したがって、原案のとおりとします。

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

23	別記4	35 頁 19 行 目	「許可申請に係る令」とあるが、「許可申請に係る政令」とした方が適切ではないか。過去の審査ガイド案では、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令が参照されたことはないが、第一回の意見聴取会の検査ガイドでは、核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令を（以下「定義政令」という。）と表現している。	【原案のとおり】 御意見の部分は、許可申請に係る形式要件にも抵触する可能性があるという観点から、「許可申請に係る」といった表現としたものです。 したがって、原案のとおりとします。
----	-----	----------------	--	---

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

団体名：公益社団法人日本放射線技術学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章前文	3頁6行目	<p>「貯蔵施設」とは、放射性同位元素の保管をするための容器(汚染の広がりを防止するための施設又は設備を含む。)、密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合の当該容器、貯蔵室及び貯蔵箱並びにそれらに係る以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽壁その他の遮蔽物 ・管理区域境界に設けるさくその他の施設 ・閉鎖のための設備又は器具 ・その他の付帯設備等 <p>とあるが、「貯蔵施設」と「貯蔵容器」を混同した説明でわかりにくい。</p> <p>また、規則第14条の9第2項の内容と第4項の内容が合わせて記載されているように読める。「貯蔵施設」を説明するのであれば規則第14条の9第2項の文言のみとし、“遮蔽壁その他の遮蔽物”と同様に中黒として記載する方が理解されやすいのではないか。</p> <p>第2回意見聴取資料では 「貯蔵施設」とは、放射性同位元素を保管するために設置する室及び設備等(それらに係る管理区域を含む。)から構成される施設であり、以下のような室及び設備等が該当する。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>第2回の意見聴取において示した案文では、「遮蔽」に係るガイド案の部分で貯蔵施設の説明を示していましたが、貯蔵施設の説明は、章の冒頭で示した方がより適切なものと考え、今回、その内容も改めて説明を示すものとししました。(したがって、「遮蔽」で示した説明は、削除する予定です。)</p> <p>この点については、その旨のご案内を示していなかったため、混乱を招くこととなり、申し訳ありませんでした。</p> <p>各施設の説明については、規則の内容や、申請書に記載する事項(申請書様式)の内容と合わせ、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設とも統一した表現ぶりとします。</p>

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

			<p>1 貯蔵室 2 貯蔵箱 3 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合の当該容器 4 上記1から3までに係る遮蔽壁その他の遮蔽物、管理区域境界に設ける柵その他の施設及び閉鎖のための設備又は器具 と、書きぶりが異なっている。統一をしていただきたい。</p>	
2	第3章第1節	3頁17行目	<p>「地崩れ及び浸水のおそれが少ない場所」を証明するため、最近、ハザードマップを添付するような指導が行われているが、従前のように「護岸工事が施されている」、「高台に設置されているため浸水のおそれはない」と言うような記載では不十分なのか。また、昨今のように予想外の浸水、土砂崩れ等が発生するおそれは随所に存在すると考えられるが、そのような場所に設置することはできないことを示しているのか。「おそれが少ない」とあるため、何らかの配慮がされていれば良いため、ハザードマップを添付する意図を明確に示してほしい。</p>	<p>【御意見を踏まえ修正】 ハザードマップに関する説明として、以下の旨を示します。 また、追記する具体的な箇所等については、検討中です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可（変更許可）の申請の際、ハザードマップ等の添付を義務として求めている規定はないが、最近の審査実務においては、添付を依頼し、協力を得ている。 ・ そもそも、工場又は事業所は、社会通念上、地崩れや浸水のおそれの小さい場所で事業活動を行うという前提があるから、工場又は事業所は、その通常の事業活動を行うために必要な範囲で、その置かれた場所の状況（ハザードマップ等の情報もその一つ）も考慮していると考えられる。

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

				<ul style="list-style-type: none"> ・ また、放射性同位元素の使用等も、工場又は事業所の事業活動の一部として行われるものであるから、規則が放射性同位元素等の散逸・漏えいの防止を目的として、使用施設等の設置場所について、「地崩れ及び浸水のおそれの小さい」こと（1号要件）を定めている目的・趣旨もまた、工場又は事業所が、その通常の事業活動を行うに当たり、上記のような社会通念上の前提を認識の上、放射性同位元素の使用等をしようとしていることを確認する点にあることに変わりはなく、これを超える要求はしていない。 ・ 審査において1号要件への適合性を確認するに当たっては、審査の時点における最新のハザードマップ等の情報を参考資料にすることとなるが、審査では、放射性同位元素等の散逸・漏えいの防止の観点から使用施設等の設置場所について、社会通念上必要な考慮がされていること（例えば、計画規模降雨による想定水位より高い位置にある使用施設で放射性同位元素を使用すること等）が確認できればそれで良い。 ・ なお、護岸工事やハザードマップ等の改訂が行われるたびに変更許可申請を行う必要
--	--	--	--	--

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

				はなく、次に変更許可申請を行う機会をとらえて、申請時点で最新のハザードマップ等を申請書に添付の上、その情報を踏まえた上で、使用施設等の設置場所について、社会通念上の考慮をしていることについて記載するのが適当であると考えます。
3	第3章第1節	4頁5行目	「貯蔵箱は耐火性の構造とすることを要求している。」 耐火構造については建築基準法に準じている説明があるが(第2章第2節の4.)、貯蔵箱、貯蔵容器については、どのような基準が求められるのか？ 5頁3行目に「貯蔵箱ごとに、構造及び材料がそれぞれ記載され、その耐火性が示されていること。」としているが、「耐火性」の基準を明確にいただきたい。	大学等放射線施設協議会の1番(P.5)と同じ
4	第3章第2節	5頁14行目	「常温・常圧よりも厳しい環境」とは具体的にどの程度の温度、気圧(水圧)なのか？	【原案のとおり】 御意見の部分は、貯蔵容器の取扱いにおいて想定される環境条件における構造の健全性についての審査における確認の視点を示したものです。 このため、具体的な数値として示すものではありません。
5	第3章第4節	6頁4行目	「液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい	【ガイドに対する御意見でないもの】 御意見の部分は、規制における要求事項(規則第

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

			<p>材料とすること。」 以前、申請時に浸透・溶解しないことを要求されたが、溶解は要求しないということによろしいか？</p>	<p>14条の9第4号)を説明するものであり、液体状の放射性同位元素を入れる容器は、容器から放射性同位元素が漏出しにくいものであることを示しています。同号の規定の趣旨に照らし、容器が溶解して漏出することがないようにすることも含まれると考えます。</p>
6	第3章第7節	10頁22行 目	<p>標識を付す位置及び標識の種類 標識を付す位置、標識の種類については、従来から合理的な方法がとられている。 (1つの管理区域内に設置された使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の場合、その出入口に貼る標識は1枚に3施設を記載したものとしている。)そのような運用も可能であることを明記していただきたい。</p>	<p>【原案のとおり】 本ガイドは、審査における確認の視点を示すものであって、申請内容の適切性、許可基準の解釈等を示すものではありません。</p>
7	第4章第6節	16頁25行 目	<p>汚染検査室の設置場所について、人が通常出入りする廃棄施設の出入口や放射線業務従事者の動線との関連性が示されており、・ ・ とありますが、放射線業務従事者の動線を図面に記述するということですか？</p>	<p>【原案のとおり】 御意見の部分は、汚染検査室の設置場所の適切性の審査における確認の視点として示しているものです。申請書においてそれらの内容が分かるように示されているものであれば、確認は可能と考えます。</p>
8	第4章第6節	16頁34行 目	<p>「汚染検査室の構造として<u>不必要な突起物及びくぼみ</u>が設けられていないことが示されていること。」 <u>突起物及びくぼみ</u>について 第3回意見聴取資料3では、</p>	<p>【原案のとおり】 突起物、くぼみに係る審査における確認の視点については、先出(第2章第5節)の汚染検査室に係る説明と同様です。 申請書においてそれらの内容が分かるように示</p>

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

			<p>「突起物、くぼみ」とは、汚染検査室内の床、壁、天井又は室内に設置された設備等の外面のうち、平面でない部分のほか、室内に設置又は室内を貫通する電線、ダクト及び配管、出窓、つり下げ式の照明器具等が該当する。</p> <p>と記載されている。同様の記述をするか、別記載で用語解説があれば使いやすい。しかし、そもそも、図面に示されていないような不必要なものをどのように示せばよろしいか？</p> <p>具体例の記述をお願いします。</p>	<p>されているものであれば、確認は可能と考えます。</p>
9	第4章第8節	19頁27行目	<p>「廃棄設備には、耐火性の構造で、かつ、貯蔵施設に係る技術上の基準として掲げる規則第14条の9第4号の基準に適合する容器を備えること。」</p> <p>通常は、RI協会から貸与されたドラム缶を保管廃棄容器として用いているが、基準に適合していることの証明は必要ですか。</p>	<p>大学等放射線施設協議会の2番(P.5)と同じ</p>
10	第4章第10節	22頁16行目	<p>規則は、第14条の11第1第9号に基づく別表第一に定める・・・</p> <p>別表第一は、第14条の11第1項第10号に基づいているのでは？</p>	<p>【御意見を踏まえ修正】</p> <p>御意見の部分は、誤記であり、規則の表記のとおり修正します。</p>
11	第5章第1節	26頁28行目	<p>「線量を算定する期間を3月間としたうえで、3月間につき1.3ミリシーベルトとすれば、管理区域の外側のいかなる者も1990年にICRPにより勧告され</p>	<p>日本放射線安全管理学会の15番(P.10)と同じ。</p>

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

			<p>た一般公衆の特殊な状況下における線量限度(1年間につき5ミリシーベルト)を超えて被ばくするおそれはなく、」とあるが</p> <p>1年12ヶ月と考えると5.2mSv/年となり、合理性のある根拠として説明不足である。</p> <p>「3月間(13週)につき1.3ミリシーベルトとすれば、・・・線量限度(1年間(50週)につき5ミリシーベルト)を超えて被ばくするおそれはなく、」 としてはどうか</p>	
12	第5章第1節	26頁32行目	<p>「実際の被ばく線量は管理区域境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度(1年間につき1ミリシーベルト)以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。」</p> <p>管理区域境界と事業所境界が近い(同一)の場合もあり、このことは言い切れないのではないか。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>御意見のような指摘がなされることも踏まえ、「・・・多くの場合可能となる・・・」といった表現としています。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
13	別記4	35頁6行目	<p>申請者がその実務において管理区域として適切な区域管理を実施することが困難な区域を管理区域としようとしているものなど。</p> <p>とあるが、具体的にどのような区域を管理区域とした場合をいうのか。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>法第6条第4号における要求事項を踏まえ、当該許可申請において放射線障害のおそれのないことを、放射性同位元素の使用の目的、方法を鑑み当該号の審査における確認の視点としているものであり、別記4では「放射線障害のおそれが懸念されるもの」につながる可能性があるも</p>

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

				の例示をまとめたものです。 したがって、原案のとおりとします。
14	別記4	35頁20行目	許可申請に係る工場又は事業所が、適当と考えられる工場又は事業所の単位ごとでなく、放射線障害防止に必要な管理・・・ 工場又は事業所の単位ごとでなくとは、どのような場合を指すのですか。 許可申請（届出）等は、事業所ごとではないのですか。	【原案のとおり】 同上
15	別記4	35頁29行目	一般的な利用等に供されない特殊な核種、物理的状态、化学形等などの放射性同位元素を取り扱うもの。 とあるが、一般的な利用等に供されない特殊なというのは、また、ここでいう一般的な利用とはどのようなものを指しているのか。 医療で用いる場合は一般的ではないと判断しますが、含まれるのですか。	【原案のとおり】 別記4は、法第6条第4号の規定の趣旨を踏まえ、審査官が同号の審査における確認の視点を示したものです。 御意見の部分の放射性同位元素の利用について、一般的な利用であるか否かは、放射性同位元素の使用の目的、使用の方法等から、審査官が常識に基づき確認することとなります。 したがって、原案のとおりとします。
16	別記4	36頁1行目	密封された放射性同位元素について、機器に装備されているものと機器に装備されていないものがあり、それぞれにより審査の観点異なるため分けて記載してはどうか？	【原案のとおり】 同上
17	別記4	36頁6行目	極めて慎重な取扱いを要するものや、一般的な利用等に供されない特殊な・・・	【原案のとおり】 同上

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

			とあるが、ここでいう一般的とはどのような利用を さすのですか。	
18	別記4	36頁27行 目	<p>使用の目的、方法が人の生命、身体に危険を生じさ せるおそれがあるもの。</p> <p>とあるが、「人」として対象としているものは、従事 者？患者？</p> <p>医療での使用を除き、その目的、方法が人の生命、 身体に危険を生じさせるおそれがあるもの。</p> <p>としていただきたい</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>同上</p>

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

団体名：一般社団法人日本非破壊検査工業会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章第2節	4頁24行目	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令に規定する特定防火設備に該当する防火戸の性能はどのようなものが要求されるのでしょうか？ご教授願います。 ・同様に貫通部に設けられる排気ダクト等の場合の防火ダンパーの性能はどのようなものが要求されるのでしょうか？ご教授願います。 	<p>【ガイドに対する御意見でないもの】</p> <p>本ガイドでは、審査官の審査における確認の視点を示すものであり、個別の申請内容の適切性まで示すものではありません。</p> <p>なお、申請書において、防火扉及び防火ダンパー等の設置状況及び機能が分かるように示されているものであれば、確認は可能と考えます。</p>
2	第3章第2節	4頁26行目	<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造部等に係る「貯蔵室の材質」の記載から判断できる場合を除き、とあるが、どのような基準の材質であれば、耐火性があると判断されるのでしょうか？ご教授願います。 	<p>【ガイドに対する御意見でないもの】</p> <p>同上</p>
3	第3章第2節	5頁3行目	<p>貯蔵箱ごとに、構造及び材質がそれぞれ記載され、その耐火性が示されていること。について、別に図面等で明確にし、耐火性があることが判断できる様にしておくことでしょうか？</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>御意見の部分は、貯蔵箱及び貯蔵容器の耐火性について、規制による要求事項にもあるとおり、火災により外部への漏えいを防止するために、耐火性の材料が用いられ、その材料を用いた構造であることを審査における確認の視点として示したものです。</p> <p>申請書においてそれらの内容が分かるように示されているものであれば、確認は可能と考えます。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

4	第3章第2節	5頁6行目	<p>当該容器に内包する機器の名称又は付番等によって適切に識別されていること。とありますが、施行規則では、貯蔵施設に備える容器に放射性同位元素の種類及び数量の記載のみが求められているだけであり、識別等の要件は定められていない。</p> <p>管理しやすくなる点は、予想されるため、「・・推奨する」としてはどうでしょうか</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>御意見の部分は、許可を受けようとする申請対象物が「名称」や「番号」などで区別・識別されていないと、それぞれの容器の内容物に応じた容器の審査ができないため、審査における確認の視点として示したものです。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
5	第3章第5節	9頁11行目	<p>「閉鎖のための設備又は器具」の記載に十分な説明が必要であり、「閉鎖のための設備又は器具」で、必要に応じてその構造、仕様等に係る図面又は説明書を添付し必要な説明等を示さなければならぬ。・・・のような表現で良いのでは。</p> <p>ex「出入口戸をGP錠により施錠する。」</p> <p>その他同様の記載について同様です。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>御意見の部分は、申請書本文様式における記載から、必ずしも基準への適合状況を確認することができない場合があるため、審査における確認の視点として示したものです。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
6	第3章第7節	12頁10行目	<p>「標識を付する箇所が適切に選定」について注でもご説明頂いておりますが、密封線源を使用する照射室の外壁面に対して、管理区域の境界の標識が必要なのでしょうか？「許可無く立ち入りを禁止する」との付記がありますが、コンクリート壁では、立ち入ることが不可能であり、標識に記載されている内容と合わないと思われまます。</p> <p>物理的に立ち入れない区画に対しても管理区域境界の標識の必要の有無についてご教授願います。</p>	<p>【ガイドに対する御意見でないもの】</p> <p>標識については、ガイドにも示しているとおおり、標識を付すことで注意喚起等を図り、適正な取扱い、管理等を求めるものです。</p> <p>申請書において、この主旨を踏まえた内容が分かるように示されているものであれば、確認は可能と考えます。</p>

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

団体名：日本放射性医薬品協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	別記4	37 ページ 21～23 行 目	例示された内容について、他法令において保安距離、指定数量等の要件を遵守しているにもかかわらず、本審査において疑義を呈されることにならないかが懸念されるため、各種法令にて定められている要件を勘案する旨を明記していただくことは可能でしょうか。	【原案のとおり】 別記4は、法第6条第4号の規定の趣旨を踏まえ、審査官が同号の審査における確認の視点を示したものです。 御意見の部分の放射性同位元素の利用について、一般的な利用であるか否かは、放射性同位元素の使用の目的、使用の方法等から、審査官が常識に基づき確認することとなります。 したがって、原案のとおりとします。

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

団体名：放射線照射工業連絡協議会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第4章第7節	18頁28行 目	「固型化処理設備は、液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。 <u>構造とし、排気設備に連結された構造とすること。</u> 」下線部分は削除してもよろしいのではないのでしょうか。	日本アイソトープ協会の7番（P.2）と同じ

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」に関する意見等

【以下の団体等は意見なし】

- 公益社団法人日本医師会
- 四病院団体協議会
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構